

令和4年 第12回

苓北町農業委員会総会会議録

令和4年第12回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年12月8日(木)
午前9時30分から午前9時55分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室
3. 出席者
(農業委員)
1番 林田 道久
4番 福田 健治
5番 荒木 義孝
6番 瀬形 茂
7番 小野 三幸
4. 本日の欠席委員(2名) 2番 宮崎 志武 3番 田嶋 郁美
5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第15号 農用地利用集積計画の認定について
日程第3. 議案第16号 非農地判断について
日程第4. その他事項
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長補佐 川原大輔 主事 松野 巧

7. 会議の概要

1. 開 会 開会 午前9時30分

事務局	定刻となりましたので、只今から令和4年第12回の農業委員会総会を開会致します。 まずは、小野会長からご挨拶をお願い致します。
小野会長	皆さん、おはようございます。 師走に入りまして、お忙しい中にご出席いただいておりますことに感謝申し上げます。 師走に入ったとともに寒さも増してきましたし、寒さが増してくると、インフルエンザなども流行ってまいります。 それに伴いまして今年はテレビなどで、同時進行でコロナも第8波が増えてくるのではないかなというような放送がありますが、コロナ対策を基本に立ち返りましてしっかりと個々が準備をして新年を元気で皆さんとお迎えしたいと思います。

開催中のサッカーワールドカップカタール大会は、こうした沈んだ中に私たちに喜びを与えてくれているのではないかなというような気がしております。ベスト8の壁は固いというか強いといふかなかなかそこを超えることができないというような表現が多々っておりますけども、私たち日本人も世界に通用する強靱な身体といふかある程度は登りつめてきたのかなという感じもいたします。熊本出身の谷口選手がおられましたけれど、日々の努力が実を結んで世界的な大会に出られるようになったということを、私たちも学ばなくてはいけないんじゃないかなというような気がいたしております。

ところで昨今、食料物価が値上がりをしております。そのことによって我々の日々の暮らしが影響を及ぼして、それに対していろいろなアイデアを個人個人でお出しになっておりますね。まず、家庭菜園を始めましょう。そして、特売日に食料を買い込んで備蓄とまではいきませんが、特売日を利用しましょう。それと、キャッシュレスです。これによってポイントを貯めてポイントを活用しましょうということでございますけど、私もある程度はポイントを貯めております。こうした生活も我々は知恵を絞りながらこの物価対策に対して強く立ち向かっていかなくてはいけないんじゃないかなというような気がしております。

苓北町も議会が今日で閉会となります。そうした中に町長、あるいは町会議員の皆さんもですね、今日が最後となり新年を迎えるときには新しい体制となってまいります。我々は苓北町の新しいリーダーを選ぶにあたってはしっかりした考えをもって選んでいかなければならぬ努力があるのではないかなというような気がいたしております。

いろんなことをお話ししたいこともありますけども、早速議題に入っていきたいと思っております。

皆さん本日もどうぞよろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

本日は、宮崎委員、田嶋委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、5番の荒木委員さんと6番の瀬形委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の川原氏、松野氏を指名致します。

議長

続きます。日程第2、議案第15号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

この件につきましては、荒木委員さんも関与する案件でございますので、農業委員会総会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき退席をお願い致します。

(荒木委員退席)

議長

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第15号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり茶北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。
令和4年12月8日 茶北町農業委員会 会長 小野三幸。

3ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年未満の新規が4件、再設定が1件、5年以上の新規が5件、再設定が20件ございます。

詳細は、合計で田28筆 26,424㎡、畑2筆 1,667㎡です。明細は4ページから8ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第15号は原案どおり認定することに致します。

荒木委員の入室をお願いいたします。

(荒木委員 入室)

議長

続きまして、日程第3、議案第16号 非農地判断についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい。9ページをお開きください。日程第3、議案第16号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。

令和4年12月8日 荅北町農業委員会 会長 小野三幸。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回、2件について個人申請がっておりますのでそれぞれご審議をお願いします。

まず1件目ですが、10ページ目をお開き下さい。富岡の農地1件について個人申請があったため、令和4年11月28日に荒木委員と事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては13ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては11、12ページに図示しております。場所は、旧富岡温泉センター跡地付近の町道上になります。

議長

はい。ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員

はい。

議長

荒木委員。

荒木委員

11月28日の4時過ぎに現地調査に行きました。長年耕作もしておらず、竹や雑木が植わってしまっており、非農地であると確認をしてきました。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、この件につきましては、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、2件目の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

14ページ目をお開き下さい。都呂々の農地1件について個人申請があったため、令和4年11月30日に福田委員と事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては17ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては15、16ページに図示しております。場所は、古里地区にあります墓地に隣接する農地になります。

議長

はい。ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

福田委員

はい。

議長

福田委員。

福田委員

11月30日に事務局の松野君と現地調査をしました。見に行ったところ、木が生い茂り10年ほど経っているのではないかというような感じがしました。普通の畑として使われない状況にあるため非農地であると見てきました。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、この件につきましては、原案どおり非農地と認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農業者年金の加入推進状況について
2. 農業委員会が実施する遊休農地解消活動について
3. 懇親会について

次回、令和5年第1回総会は、令和5年1月5日(木)午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

瀬形委員

はい。

議長

瀬形委員。

瀬形委員

先日なんですけれども、税務署の方から電話がありまして、お宅は今度からインボイス制度の申請はどうされますかとお尋ねだったんですよ。

私はインボイス制度の選択をする希望はなかったので、しめんと答えたんですけど、何ですかと言われてたら、結局出荷する取引相手が農協とかに提出するなら特例でインボイス制度を選択しなくていいらしいんですけど、他の民間の所と取引をした場合は、相手が領収書を求めた場合は、インボイスに登録をしていないと収入の時に登録番号をふらないといけないんですよと。そういう制度があるので、お宅はどうしますかとお尋ねがあったところです。今までは、年収10,000千円以上なら消費税の申告の義務があったんですけど、このインボイスになった場合は10,000千円以下でも、そういう所と取引をした場合は、納税義務が出てくるんですよ。

そういった所の制度を簡単に説明をしていただければと思うのですが、急だったので、次回でもいいです。

委員さん皆さんも知っておいた方がいいと思いますので、簡単に説明をしてもらえればいいんじゃないかと思います。

議長 事務局どうでしょうか。

事務局 資料があった方が分かりやすいと思うので、次回総会時に説明をさせていただきます。

議長 準備をしていただいて、再度その他の項目でいいから説明をお願いします。

瀬形委員 どういう人が対象者になるかなど分かれば、委員さんにも簡単に説明ができるんじゃないかなと思います。

議長 はい、他の皆様から何かございませんか。

(ありません。の声あり)

議長 ないようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。
以上をもちまして、令和4年第12回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前9時55分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
